

私設量水器（使用・変更・廃止）届（減量用）

東京都下水道局長 殿

年 月 日

お客さま番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所 _____

氏名（名称） _____

使用場所住所※ _____

使用場所名称※ _____

※申請者と使用場所の住所・名称等が異なる場合のみ記入してください。

東京都下水道条例施行規程第29条第2項第3号に規定する量水器として、下記量水器を（ 使用 ・ 変更 ・ 廃止 ）することを届け出ます。

なお、次の条件について遵守し、条件を満たさない場合は、減量認定の取消しに同意します。

○ 維持管理上の諸条件

- (1) 適正な計量が行えるよう維持管理すること。
- (2) 量水器は有効期間内に交換すること。
- (3) 不良及び故障の際はただちに修復又は交換すること。
- (4) 異常が発生した場合及び量水器の変更、移設又は廃止をした場合は、速やかに下水道局へ連絡すること。

記

No	給・排水 区分	新/旧・廃 区分	量水器仕様				取付月日	取外月日	提出月日
			製作所名	製造番号	口径	有効期限	取付指針	取外指針	指針
1		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
2		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
3		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
4		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
5		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³

(注) 減水量を明らかにするために使用する量水器については、計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項に規定する特定計量器であって、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

ア 計量法第72条第1項の検定証印又は同法第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されていること。

イ 検定証印等の有効期間内であること。

(注) 減水量を明らかにするために使用する量水器については、計量法施行令（平成5年政令第329号）第18条に規定された有効期間8年を遵守すること。

No	給・排水 区分	新/旧・廃 区分	量水器仕様				取付月日	取外月日	提出月日
			製作所名	製造番号	口径	有効期限	取付指針	取外指針	指針
6		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
7		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
8		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
9		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
10		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
11		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
12		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
13		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
14		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
15		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
16		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
17		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
18		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
19		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
20		新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
		旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³